



生徒指導だより

みつがしわ

令和6年4月18日
笠間市立笠間中学校
生徒指導部

自転車の乗り方には、十分に注意しましょう。



「自転車通行可」の標識を確認しましょう。

笠間中学区内には、「自転車通行可」の標識がある歩道がたくさんあり、中学生のみなさんも通行していると思います。しかし、歩道は歩行者優先です。歩行者が安心して安全に歩くために、自転車が歩道を通行する際には、「車道側を一列で」、「いつでも止まれるスピードで」通行しなければなりません。自転車は、基本的に軽車両と位置付けられており、歩行者への配慮を忘れてはなりません。

ヘルメットの着用努力義務について

令和5年4月1日より、道路交通法第63条の11第1項で、「自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない」となり、全ての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。自転車を乗っている際の交通事故の被害を軽減するには、ヘルメットが大きな役割を果たします。学校の登下校時はもちろん、下校後に自転車に乗る際にも、ヘルメットを着用するようにしましょう。

自転車の乗り方については、警察署の方からの指導も行われます。

自転車の乗り方は、いくら注意してもし過ぎということはありません。学校では、安全に登下校をするために、教室で話をしたり、昼の放送で一斉に話をしたり、登下校中の道路に立って指導したりしています。警察の方も、危ない乗り方をしている中学生に指導を行っています。

道路を通行するのは、自転車だけでなく、自家用車や大きなトラックも走行しています。事故にあったら、大きなけがに繋がってしまう心配があります。自分が交通ルールを守っていたとしても、他の車両等が交通ルールを守っていなかったり、注意を怠ったりしていたら、交通事故に巻き込まれる可能性もあります。

ご家庭でも、自転車の乗り方について、よく話をしていただきたいと思います。

自転車安全指導カード

- 1 信号を守りましょう。
- 2 歩道では歩行者の通行を優先させましょう。
- 3 一列で走行しましょう。
- 4 「止まれ」の標識のあるところでは、必ず止まって安全確認をしましょう。
- 5 暗くなったら、ライトをつけましょう。
- 6 二人乗りはやめましょう。
- 7 運転中にスマートフォンを使ってはいけません。
- 8 運転中にヘッドホンを使って音楽を聴いてはいけません。
- 9 傘さし運転は危険なのでやめましょう。
- 10 踏切を渡るわたるときは、必ず止まって安全確認をしましょう。
- 11 車道では左側を走りましょう。
- 12 自転車の整備をしましょう。
ブレーキ・ハンドル・ライト・反射器
その他 ()
- 13 その他 ()

取扱者 ○○警察署・隊 ○○係 氏名○○○○

※ 上のカードは、警察から指導を受けた際に渡させるカードです。

